

平成31年 第1回

とかち広域消防事務組合議会（定例会）

会 議 錄

平成31年2月28日 開会
平成31年2月28日 閉会

とかち広域消防事務組合議会

議事日程

第 1	会議録署名議員の指名について
第 2	議席の指定について
第 3	会期の決定について
第 4 議案第 1 号	専決処分の報告並びに承認について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）
第 5 議案第 2 号	平成 30 年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第 5 号）
第 6 議案第 7 号	平成 30 年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 8 号	和解について
第 7 議案第 3 号	平成 31 年度とかち広域消防事務組合一般会計予算
議案第 4 号	とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正について
議案第 5 号	とかち広域消防事務組合職員給与条例の一部改正について
第 8 議案第 6 号	とかち広域消防事務組合監査委員の選任について

会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員（33名）

1 番	守屋いつ子議員.	2 番	大野 晴美議員.	3 番	高瀬 博文議員.
4 番	加納 三司議員.	5 番	杉山 幸昭議員.	7 番	菊地 康雄議員.
8 番	桜井 崇裕議員.	9 番	加来 良明議員.	10 番	柴田 正博議員.
11 番	広瀬 重雄議員.	12 番	高橋 和雄議員.	13 番	松橋 昌和議員.
14 番	鈴木 千秋議員.	15 番	浜頭 勝議員.	16 番	堀田 成郎議員.
20 番	永田 憲議員.	21 番	田井 秀吉議員.	22 番	藤田 博規議員.
23 番	藤田 直美議員.	24 番	高橋 利勝議員.	25 番	井脇 昌美議員.
26 番	吉田 敏男議員.	28 番	田村 寛邦議員.	29 番	岡坂 忠志議員.
30 番	大林 愛慶議員.	31 番	清水 隆吉議員.	32 番	鈴木 正孝議員.
33 番	藤澤 昌隆議員.	34 番	西本 嘉伸議員.	35 番	大塚 徹議員.
36 番	富井 司郎議員.	37 番	稻葉 典昭議員.	38 番	大石 清一議員.

欠席議員（5名）

6 番	埴渕 賢治議員.	17 番	中橋 友子議員.	18 番	千葉 幹雄議員.
19 番	芳滝 仁議員.	27 番	宮川 寛議員.		

出席説明員

組合長 米沢 則寿.
副組合長 小野 信次. 吉田 弘志. 浜田 正利. 阿部 一男. 手島 旭.
森田 匡彦. 西山 猛. 飯田 晴義. 勝井 勝丸. 宮口 孝.
高橋 正夫. 安久津勝彦. 野尻 秀隆. 水澤 一廣. 田中 敬二.
代表監査委員 林 伸英.
消防局長 上田 勇治. 消防局次長 大石 健二. 消防局次長 広川 浩嗣.
総務課長 長谷川耕三. 消防救助課長 宮野 裕範.
救急企画課長 山本 秀雄. 情報指令課長 新保 勝夫.
予防課長 小野 修一. 総務課長補佐 山田 典崇.
会計管理者 千葉 仁.
監査委員事務局長 都鳥 真之.

議会事務局

事務局長 山上 俊司. 書記 滝沢 仁. 書記 佐藤 淳.
書記 田中 彰. 書記 西端 大輔. 書記 蓑島 優貴.
書記 小原 啓佑. 書記 高橋 均.

午後2時02分開会

○ 大石 清一 議長 ただいまから、平成31年第1回とかち広域消防事務組合議会定例会を開会いたします。

ここで、閉会中における議員の辞職許可についてご報告いたします。

去る1月18日、音更町議会から選出の佐藤和也議員より、議員を辞職したい旨の願い出があり、同日、これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

この度、新たに選出されました議員にかかる仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、事務局長に本日の議事日程などについて報告をさせます。

○ 山上 俊司 議会事務局長

報告いたします。

本日の出席議員は、33人であります。

欠席の届出は、6番埴済賢治議員、17番中橋友子議員、18番千葉幹雄議員、19番芳滝仁議員、27番宮川寛議員からございました。

次に、今期定例会につきましては、組合長から、去る2月21日付けをもって、招集告示した旨の通知がありましたので、ただちに各議員あて通知いたしております。

また、同日付けをもって、組合長及び監査委員に対して、説明員の出席要求をいたしております。

次に、議案の配付について申し上げます。

今期定例会に付議予定事件として受理しております平成31年度とかち広域消防事務組合一般会計予算ほか5件につきましては、2月21日付けをもって、各議員あて送付いたしております。

また、本日付け、組合長から平成30年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算第6号ほか1件を追加付議する旨、通知がありましたので、本日、お手元まで議案を配付いたしております。

最後に、本日の議事日程でありますが、お手元に配付の議事日程表第1号により、ご了承いただきたいと思います。

報告は以上であります。

- 大石 清一 議長 日程第 1
会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、23番藤田直美議員及び24番高橋利勝議員を指名いたします。
-

- 大石 清一 議長 日程第 2
議席の指定を行います。
本件は、組合規約第5条及び第6条の規定により新たに選出されました議員に係るものであります。
議員の議席は、議長において、お手元に配付の議席表のとおり、指定いたします。
-

- 大石 清一 議長 日程第 3
会期の決定についてを議題といたします。
おはかりいたします。
今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大石 清一 議長 ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。
-

- 大石 清一 議長 日程第 4
議案第1号、専決処分の報告並びに承認についてを議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第1号、専決処分の報告並びに承認についてご説明いたします。
本案は、当組合が構成団体となっております北海道市町

村総合事務組合において、構成団体の変更などに伴い、現行の規約を廃止し、新たな規約を制定するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

よろしくご承認賜りますようお願ひいたします。

○ 大石 清一 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 別になれば討論を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第1号については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 ご異議なしと認めますので、議案第1号は、承認されました。

○ 大石 清一 議長 日程第5

議案第2号、平成30年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算第5号を議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第2号、平成30年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算第5号のうち、はじめに、歳出についてご説明いたします。

第15款消防費は、燃料単価の上昇などにより、不足が

見込まれる経費を追加するほか、各消防署に要する経費の精査などにより予算を補正するものであります。

第20款消防施設費は、化学消防ポンプ自動車整備事業の事業費を減額するほか、各消防署の施設整備に要する経費の精査などにより予算を補正するものであります。

第30款職員費は、人事院勧告に伴う給与改定及び人件費の精査などにより予算を補正するものであります。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

第5款分担金及び負担金は、関係町からの分担金を追加するものであります。

第10款使用料及び手数料は、危険物規制事務取扱手数料の予算を補正するものであります。

第25款繰越金は、前年度繰越金を追加するものであります。

第30款諸収入は、労働保険料、その他雑入の予算を補正するものであります。

第35款組合債は、化学消防ポンプ自動車整備事業の事業費の減額に伴い、組合債を減額するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

○ 大石 清一 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 別になれば、討論を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 ご異議なしと認めますので、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○ 大石 清一 議長 日程第6

議案第7号、平成30年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算第6号ほか1件を一括して議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第7号及び議案第8号の各案件について、一括してご説明いたします。

これらの案件につきましては、平成29年7月21日付で提訴された損害賠償請求事件について、原告と和解しようとするものであります。

和解の内容につきましては、原告が在職中に、公務員として相応しくない言動があったことを認め、訴えを取り下げるのことから、当組合は、これに同意し、平成29年12月1日付けで行った懲戒免職処分を取消し、同日付けで退職した扱いとすることを主旨とするものであります。

また、懲戒免職処分の取消しに伴い、未支給となっていた期末手当に係る予算を追加するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○ 大石 清一 議長 これから、一括して質疑を行います。
37番 稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

和解について報告がございました。昨年2月に開かれた定例会で弁護士費用の補正予算に係る専決処分の報告・承認議案が提案されたわけであります。私どもは非違行為の客観的事実について係争中であるにも関わらず、その非違行為を理由とする懲戒免職処分は不当だとして補正予算に反対をいたしました。分限及び懲戒に関する条例、これは地方公務員法に基づいて制定されているわけでありますが、この条例の第3条で降任や免職の処分に関する規定が行われております。懲戒免職処分の理由は客観的事実により確認するとなっているわけでございます。今回のケースはその理由に非違行為が挙げられていたわけですが、その非違

行為について裁判を行っている。つまり、係争中であり、判決により客観的事実を明らかにした上で、それをもって免職という手続きをすべきということも申し上げてまいりました。合意された和解の内容は懲戒免職処分を行った日に遡って取消すというものであります。このことから人事政策上の教訓をどのように導きだしたのか伺いしたいと思います。

○ 大石 清一 議長 大石健二消防局次長。

○ 大石 健二 消防局次長

懲戒免職処分の妥当性についてでありますと、まず、29年12月1日付で行った懲戒免職処分に係りまして、原告の方から処分を取消す審査請求が出されてございます。これに基づきまして、公平委員会に処分が出されたということで公平委員会が同年12月14日から開催されまして、最終的には8月27日に最終的な委員会を開催して本件の請求を棄却するという公平委員会の結果も出ていますことから、懲戒免職処分が妥当だったと組合としては考えているところでございます。

また、今回和解案ということで裁判所の方から双方が譲歩して和解に結び付けなさいという打診があったところでございまして、提案しております和解案8項目をそれぞれ受けことで同意したということで、今回提案させていただいてございます。

○ 大石 清一 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

処分は妥当という答弁があったわけでございます。それで、私ども議会は前にも議論させていただきましたけれども、処分の中身、つまり、ここでいう非違行為の内容については報告も受けておりませんし、一方的な話しか知りませんから、それを判断する材料を持ち合わせていないわけですよ。しかし、ここで報告されていたのは、係争中だということなんですね。ですから、その判決を待って、それ

をもって処分をすればこうした事態には至らなかつたのではないかというのが正直な感想でございます。和解の中身も公務員として、先程報告があつたように相応しくない言動があつたと、これを認めということがあります。その一方で、懲戒免職処分を取消すということになつてゐるわけですね。つまり、双方が譲歩してという話をしましたけども、この譲歩が何を意味するのか。つまり、懲戒免職にするほどの非違行為はあつた。しかし、懲戒免職にするほどのことではなかつたということで落ち着けましょうというのが双方の着地点なわけですよ。だから、始めからどういう判決が出るかわかりませんけども、それをもう少し待つて、処分を行うということがやられなければ、処分権の濫用と言われる場合も出てくる可能性もあったのではないかと、そうしたことがあつたから民事事件訴訟から行政事件訴訟も提訴され、和解により取り下げられたといったことも聞いておりますけども、拗らせたのではないかと私は思っております。いずれにしても、自賄い、人件費、こういったものから人事権を一手に掌握しきれない、こういう体制が問題を起こし、拗らせたのではないかといったことも若干感じられるわけであります。この辺のことは今後の教訓として、ぜひ、検証していただきたいということを申し上げて終わります。

○ 大石 清一 議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 ほかになければ、質疑を終わります。
これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 別になれば、討論を終わります。
これから、議案第7号及び議案第8号の2件について一括して採決を行います。
おはかりいたします。
議案第7号ほか1件については、いずれも、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 大石 清一 議長 ご異議なしと認めますので、議案第7号ほか1件は、いずれも、原案のとおり可決されました。
-

- 大石 清一 議長 日程第7
議案第3号、平成31年度とかち広域消防事務組合一般会計予算ほか2件を一括して議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第3号から議案第5号までの各案件について、一括してご説明いたします。
- はじめに、議案第3号、平成31年度とかち広域消防事務組合一般会計予算について、ご説明いたします。
- 平成31年度予算は、住民の安全、安心を守るため、効果的、効率的な組合運営に資する編成を行ったところであります。平成31年度の予算総額は、68億5,020万8,000円で、消防出張所整備事業に係る事業費の増などにより、前年度予算対比では、8億4,321万5,000円の増となるものであります。
- 次に、予算の主な内容につきまして、歳出から順次、ご説明いたします。
- 第5款議会費は、議会議員及び事務局に要する経費を計上いたしました。
- 第10款総務費は、一般管理に要する経費のほか、公平委員会及び監査委員に要する経費を計上いたしました。
- 第15款消防費は、消防局に要する経費、デジタル無線及び指令センターの運用管理に要する経費のほか、管内19消防署における常備消防に要する経費を計上いたしました。
- 第20款消防施設費は、各消防署に係る施設整備に要する経費を計上いたしました。
- 第25款公債費は、組合債の元利償還金などを計上いたしました。
- 第30款職員費は、職員給与費を計上いたしました。
- 第40款予備費は、不測の経費に対処するため、所要額を計上いたしました。

次に、歳入につきまして、ご説明いたします。

第5款分担金及び負担金は、構成市町村からの運営分担金を計上いたしました。

第10款使用料及び手数料は、危険物規制事務取扱手数料を計上いたしました。

第15款国庫支出金は、災害対応特殊救急自動車の購入に伴う、緊急消防援助隊設備整備費補助金を計上いたしました。

第25款繰越金は、前年度繰越金を計上いたしました。

第30款諸収入は、預金利子及び高速道路救急業務支弁金などを計上いたしました。

第35款組合債は、消防出張所及び救助工作車II型整備事業に係る組合債を計上いたしました。

次に、継続費につきましては、新たに消防出張所整備事業を設定するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、新たに北海道市町村備荒資金組合防災資機材の譲渡代金2件及びLED照明賃貸借事業1件を設定するものであります。

次に、地方債につきましては、起債の目的及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第4号、とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正につきましては、職員定数を変更するものであります。

次に、議案第5号、とかち広域消防事務組合職員給与条例の一部改正につきましては、平成30年人事院勧告に準じ、平成30年4月からの民間給与との較差相当分を引き上げる給与改定を行うものであります。この給与改定につきましては、職員の給料月額を平均0.2%引き上げる給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を4.4か月分から4.45か月分に0.05か月分引き上げる改定を勤勉手当において行うなど、所要の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

○ 大石 清一 議長 これから、一括して質疑を行います。
37番稻葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

一般会計予算でございますけども、日本最大の広域消防として4年目の予算ということで、68億5000万円、前年比で8億4000万円増と説明がありました。当然のことながら、日本最大の広域消防が、その機能を発揮するためには組織整備が不可欠だと思います。その組織整備の課題でございますが、組織面では勤務形態、採用、配置、職員では、給与、或いは階級、更には消防力の整備指針、経費の自賄いなどがあります。5年で解消するということも広域消防設立までは言っていたわけでありますが、いつの間にか中期、長期と変わってきております。これまでに整備が終わったものは何があるのか。次年度の予定はどうなっているのか。そして5年目の実施予定はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

広域消防における消防力の整備指針でございますが、5年で新たにと言っていたわけですが、この間の答弁の中で、市町村毎の格差もあり、できるものから検討を重ねて消防力を整備していきたいと、このように答弁されるようになっております。この消防力の整備指針でございますが、住民の生命、身体、財産を守る責務を全うするため、保有する消防力の水準を総点検した上で、地域の実情に即した適切な消防体制を整備する、こう規定されているわけであります。新しい整備指針ができるまでは当然消防組織法の第34条に基づく広域消防の運営計画、これに基づいた消防力の整備がされることになるわけでございます。運営計画には消防職員の状況について基準数1,018名、現有685名、充足率67.3%となっております。旧消防本部毎に見ますと、ほぼ100%充足から、45%まで大きな乖離が見られます。条例定数が692人から698人に6人増えることになるようでございますが、消防力の整備指針に基づく整備なのか、今後の整備目標も併せてお聞きをいたします。

また、先程和解について説明があったわけですが、この懲戒免職処分の処分内容について2017年12月22日に公文書開示請求が提出され、翌1月10日に公文書が開示され、しかし、ほとんどが黒塗りで不作為の決定として2月13日付けで審査請求書が提出されたと伺っておりますが、これは事実でしょうか。この審査請求書はその後、どのように処理されたのか、お伺いし、1回目の質問いたします。

○ 大石 清一 議長 山田典崇総務課長補佐。

○ 山田 典崇 総務課長補佐

只今のご質問中、まず、組織整備の方からお答えさせていただきたいと思います。

これまでの組合議会でも、消防力の基準、勤務形態、給与や階級制度の統一など、広域化後5年間という目標を持ちながら、できるところから進めていくと説明させていただいたところでございます。

消防局の発足以降、こうした諸課題の解決に向けて、市町村間で検討、協議を進めてきたところであり、先程終わったものはというご質問がありましたが、平成31年4月採用職員から適用できます給与条例の制定というものが1つございます。

その後、今年度につきましては、既存職員の給与制度の統一など、運営計画において5年間で統一とした事項を優先し検討を進めてきた状況でありまして、その中で諸課題の解決に向け市町村間で改めて課題等について共通認識を図るとともに、今後どのような事項について、どのような方向性を持って検討を進めていくかということについて確認いたしまして、事務レベルでは具体的な解決策など鋭意検討を進めている状況でございます。今年度中に何か結果や形として市町村間で合意したものをご報告できるまでには至りませんけども、次年度以降2年間しかありませんが、諸課題の解決に向け更に精力的に検討を進めていきたいと考えてございます。

また、5年後はという質問もありましたが、私ども5年間での諸課題の解決に向けて取組んでいる状況にありますので、様々な課題解決について5年後にかけて取組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、引き続き開示請求の審査請求に関するご質問についてお答えをさせていただきます。まず、状況といたしましてですが、平成29年12月22日付けで受付いたしました組合における懲戒処分に関する公文書開示請求に対し、平成30年1月5日付けで、公文書一部開示決定を行いまして、請求者に通知したところであります。

この決定にあたりましては、個人に関する情報や個人の権利、利益を害するおそれのある情報、率直な意見の交換

若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報に該当すると判断されたものについては、非開示としたものであります。

これに対しまして、主要な事項がほとんど非開示で知ることができず、原処分では情報公開条例第1条の目的を果たしていないとして、平成30年2月13日付けで、公文書一部開示決定処分の取消しを求める審査請求があつたものでありますと、その後の処理という話もありましたが、今現在も手続きを継続している状況でございます。

○ 大石 清一 議長 宮野裕範消防救助課長。

○ 宮野 裕範 消防救助課長

職員定数の件でございますが、広域消防運営計画における消防職員の基準数につきましては消防力の整備指針に基づきまして、平成24年度の消防施設整備計画実態調査における算定数によるもので、実態調査は総務省消防庁が全国の消防本部の整備状況を把握するため実施しているものとなっておりますが、消防職員定数につきましては消防力の整備指針に基づきまして、現状、各市町村における地域の実情などを勘案して算定しているところでございます。

○ 大石 清一 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

まず、整備の状況をお伺いしたわけですが、給与条例は4月1日から動き出しますというご答弁だったかと思います。残りについては協議中であと2年間で解決したいと、これまでのやり取りの中で長期に属する自賄いについてはその後も継続して協議する場合もあるということですね。そういうご答弁だったかなと思っています。地域の防災力の中核を成すのは言うまでもなく、常備消防力ということになるわけです。消防組織法の第1条でございますが、消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及

び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することをその任務とすると、このように明確に規定されているわけであります。活用する施設と人員の適正規模について定めたのが消防力の基準となるわけで、その後、地域毎の実情も勘案し、目標とすべき整備水準を国で定めたものを指針として改善され、現在に至っている。流れはこういうことですね。広域消防局の消防力を見ますと、先程申し上げたように、運営計画というのは2012年の消防施設整備計画実態調査から出されているわけですね。ここの中では、先程言ったように、人員の整備目標は1,018人ですね。ところが、ご答弁にあったのは、2015年の消防施設整備計画実態調査による算定数によると、同じ広域消防局の人員の整備目標は850人ということで、同じエリアの中で大きな違いはないわけですけども、実態調査3年間の中でおおよそ160人、170人くらいは減ってきてているということになるわけですね。基準から指針に変わった時にも全ての基準がかなり小さくなつたこともあったわけですが、この期間を比較しますと、現有職員は685人から692人と7人しか増えていないんですよ。ところが、基準が変わったことによって充足率が67.3%から81.4%と大きく変わってきた。つまり、充足率だけ見ると、凄い勢いで整備が進んでいるという錯覚を得るような状況があるということなんですね。人員というのは、必要な消防力を運用するために不可欠な要素であるわけですが、数年でこんなに違つていいのかなというのが正直な感想でございます。地域の実情を勘案した十勝圏の消防力の指針の策定が尚更急がれています。人員についてはこれまでポンプ車の乗員体制についても4人か、5人か、という議論もしましたし、救助操法に基づく隊員の安全確保のために、私どもは5人が必要という議論もさせていただきました。つまり、人員が不足しているというのは、消火、救助、救急活動に支障をきたすという極めて深刻な事態を招かざるを得ないということが想定される事案になります。そういう観点から人員の充足が急がれると考えなければならないと思っております。いずれにせよ6名増え、698人、850人で言うと充足率82.1%となるわけですね。旧消防本部間の格差、同一消防局の中での消防力の均衡、こういったものを私は急いで整備する必要があるだらうと思っております。かつて、議論をした中で、局に移行した後の

採用については、局の人事権であって新しく採用した人の異動についても局が必要に応じて行うという答弁もあったわけですが、この6人についてはそういう位置付けなのか、お伺いしたいと思います。

それから、組織整備の中で消防力の整備指針は5年以内に作成するという目標を持ちながら、順次できるところからとなっていたわけですが、4年目となる新年度はどこまで進んでいくのか、確認しておきたいと思っております。

それから、公文書開示請求の関係でございますが、現在尚、継続中というご答弁がございました。先程も申し上げたように、2018年、昨年の2月13日付けで審査請求が提出され、それから1年以上経過しているわけですね。

この間5月24日付けでとかち広域消防事務組合情報審査会に諮問するとした通知が送付され、これに対して審査請求人は5月31日付けでこの通知書の取消しを求めましたと、6月8日付けで取消しはしませんと回答があつたと、更に審査請求人は6月27日付けで広域消防事務組合と同審査会に対して公文書開示審査諮問通知書の取消しと審査庁等に手続きの差戻しを求める通知書を送ったと。やりとりは色々あるんですが、その結果9月18日付けで諮問に関する通知の取消しと差戻しが通知されたと。こういう経過があったとお聞きしております。つまり、審査請求が提出されてから7か月が経って振り出しに戻ったということなんですね。帯広市の情報公開条例は19条で審査請求に対する裁決は3か月以内にするよう定めているわけですが、なぜこういうことが起こっているのか、手続き上どこに問題があるのか、お聞きしたいと思います。

○ 大石 清一 議長 山田典崇総務課長補佐。

○ 山田 典崇 総務課長補佐

私の方から審査請求の関係で遅れている内容というご質問だったと思います。この案件につきましては、私ども新たな組合ということをございまして、当初は審査請求に対する体制が十分に取れていたこともございまして、審査会の立ち上げなどの準備に時間を見た面もございまます。

その後の手続きにつきましては、情報公開制度、或いは

行政不服審査制度に関して、帯広市の条例や規則を準用している関係上、事務の進め方、或いは手順なども帯広市に準じた形で進めてきたところではございますけども、非常に複雑な制度で、組合としてもノウハウ、経験の蓄積もないこともございまして、審査請求人から様々な指摘や要望も受けてきたところで、先程の差戻しもあったところでございます。その都度、私どもとしても審査請求人の方とも色々お話をしながら手続きの見直しも含めて行ってきたというような現状となってございます。

また、審査請求人の方からは、準用する帯広市の条例解釈などに関する疑義等もお受けしております、私どもとしてもご本人と直接お話をする機会を持ちまして、意向などを確認するとともに、組合の考え方なども説明しながら、丁寧に対応してきた結果、時間がかかっているというような状況もございます。確かに、条例上は3か月以内の裁決に努めるといった努力規定もございますが、審査請求人の方も、現状に十分に納得されないまま手続きを進めていくことを望んでいるわけではないと考えておりますし、行政不服審査法の規定でも、審査請求人や私どものような処分序等は、審理において、相互に協力するといった規定もございますことから、そういうことも踏まえ、今後法令や条例に沿って手続きを進めてまいりたいと考えてございます。

○ 大石 清一 議長 宮野裕範消防救助課長。

○ 宮野 裕範 消防救助課長

消防力の協議でございますが、現在消防力の基準の統一に向けまして、将来的な人口減少を見据え、安定した消防サービスを確保するため広域化のスケールメリットを活かしました効率的、効果的な消防力の配置と運用について関係課と協力して各消防署と検討、協議を進めているところでございます。

○ 大石 清一 議長 大石健二消防局次長。

○ 大石 健二 消防局次長

定数の6人増の件でございますが、まず、消防職員の定数につきましては、各構成市町村が責任を持って消防の責務を果たすことを広域化の議論を進めた中で確認をしてきてございます。そういう部分で自賄いとしてスタートさせていただきました。今回の6人定数増の大きな原因につきましては、やはり地域事情の災害状況や退職者の補充、また、新人職員を採用しますとどうしても約6か月間消防学校に入校して消防人としての知識を身につけてくる期間に人員不足が生じることもございまして、そういう部分を埋めることを目的として今回それぞれの市町村で前もって採用して消防力の低下を防ぐ措置をとりたいといったこともございまして、今回6名増とさせていただきました。ただ、消防局で隨時人事異動できるのかといった部分につきましては、それぞれの市町村に帰属する形で採用してございますので、各消防署の署長同士が人事異動することを認めた場合はできますけども、そういうような取扱いで最終的には採用した市町村に帰属するという形になってございます。

○ 大石 清一 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

なかなか難しい問題ですね。お金も絡んできているわけですから。だから始まる前の議論の中で、今いる現有についてはそういうことだけれども、これから新しく局ができるから増やしていく人については局が人事権を持って異動することができる。そのことによって、より広域としての能力を発揮することができるんだという説明をしていたわけでございまして、この辺の整理もしなくてはいけないかなと思っております。

運営計画があつて車両と施設の整備計画があつてそれに基づいた予算が確保されていかなければいけないと思ってございます。しかし、自賄いという壁と局の計画推進をどう整合させていくのかということでは課題は山積だなと今の質疑をしても感じていたところです。いずれにしても議論したように、あと2年で5年経つということになりますから、次年度、つまり4年目でどこまでいくのかということ

とが最終的に5年という一つの区切りを迎えるにあたってすごく大切な年になると思いますので、ぜひそういった認識で進めてもらいたいということを改めて申し上げておきたいと思っております。

それから、不作為の関係なんですけども、丁寧に対応してきた結果時間がかかっているというのはおかしい答弁だなと正直思っております。審査請求というのは、国民の権利を守るための制度なんですね。審査請求を提出して1年以上が経過しているわけで、しかも内容上の問題ではなくて、手続き上の問題で7か月もかかって差し戻されたということに私は違和感を感じています。そのこと自体が審査請求人の主張を外から見ていると、審査請求人が言っていることの方に理があるんではないかと、だから差し戻されたのではないかと客観的には思えてしまうわけでございます。ということは、この公文書開示請求に不作為の決定があつたと、そして審査請求を出しているわけでしょ。審査請求の裁決に至る手続きの中で、処分庁の不作為があつたのではないかと言われても仕方がないようなテンポで進んでいると感じられます。いずれにしても、答弁にもありましたけども、早急に問題点を改善して、審査請求人の利益を守るということを申し上げて全ての質問を終わります。

○ 大石 清一 議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 ほかになれば、質疑を終わります。
これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 別になれば、討論を終わります。
これから、議案第3号から議案第5号までの3件について、一括して採決を行います。
おはかりいたします。
議案第3号ほか2件については、いずれも原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 ご異議なしと認めますので、議案第3号ほか2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

(高瀬博文議員除斥)

○ 大石 清一 議長 日程第8
議案第6号、とかち広域消防事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第6号、とかち広域消防事務組合監査委員の選任についてご説明いたします。
本案は、去る1月18日付で当組合議会議員を辞職した佐藤和也氏が、監査委員を失職したことにより、その後任の委員として音更町議会から選出されております高瀬博文氏を選任いたしましたく、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を得ようとするものであります。
よろしくご同意賜りますようお願ひいたします。

○ 大石 清一 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第6号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 大石 清一 議長 ご異議なしと認めますので、議案第6号は、同意することに決定いたしました。

(高瀬博文議員着席)

○ 大石 清一 議長 以上で、本日の日程は、全部終わりました。
これをもちまして、平成31年第1回とかち広域消防事務組合議会定例会を閉会いたします。

————午後2時47分閉会————

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 大石 清一

議員 藤田 直美

議員 高橋 利勝